

「指定障害福祉サービス(短期入所)利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では、利用者に対して指定障害福祉サービス(短期入所)を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 秘密保持等について (契約書第8条)	8
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条)	8
8. 緊急時における対応	8
9. 非常災害時の対応	8
10. 感染症への対応	8
11. 事故発生時の対応について	9
12. 差別解消について	9
13. 身体拘束の禁止(契約書第8条)	9
14. 虐待防止(契約書第8条)	9
15. 同性介助	9
16. 職場環境維持・ハラスメント対策	9
17. 当施設ご利用に際しご留意頂きたい事項	9
18. 提供するサービスの第三者評価について	10
19. 苦情の受付について(契約書第16条)	10

社会福祉法人総合施設 美吉野園

吉野学園

当事業所は奈良県の指定を受けています

(奈良県指定 第2911700173号)

1.事業者

- (1) 施設経営法人名 社会福祉法人総合施設 美吉野園
(2) 法人所在地 奈良県吉野郡大淀町下湫 629
(3) 電話番号 0747-52-5555~7
(4) 代表者氏名 理事長 東 好子
(5) 設立年月日 昭和 23 年 5 月 14 日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定障害者福祉サービス短期入所事業所
平成 15 年 4 月 1 日指定 奈良県第 2911700173 号
- (2) 施設の目的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び奈良県指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年 12 月奈良県条例第 37 号)に定める内容のほか関係法令に従い、ご利用者(契約者)が、可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設がご利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、短期入所事業のサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 吉野学園
- (4) 施設の所在地 奈良県吉野郡大淀町下湫 1624 - 20
- (5) 連絡先 TEL : 0747 - 52 - 7631 FAX : 0747 - 53 - 0585
- (6) 代表者(施設長) 前田 浩
- (7) 施設の運営方針
ご利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力に応じて適切な援助を行い、生活の場としての役割と社会的自立と社会参加を促進し、安らかで幸せな生活を支援する。
- (8) 開設年月日 平成 10 年 5 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間 年中無休 受付時間 8 : 30~17 : 30
- (10) 利用定員 空床利用

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では、以下の居室をご用意していますが、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	面積	1人当りの面積	備考
個室(1人部屋)	17室	11.25㎡	11.25㎡	全室収納家具、鍵付き
個室(1人部屋)	9室	11.27㎡	11.27㎡	全室収納家具、鍵付き
個室(1人部屋)	8室	11.28㎡	11.28㎡	全室収納家具、鍵付き
個室(1人部屋)	1室	12.50㎡	12.50㎡	全室収納家具、鍵付き
2人部屋	5室	12.50㎡	12.50㎡	全室収納家具、鍵付き
合計	40室			

(2) 居室以外の施設設備の概要

当施設では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス（短期入所）のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、ご利用者に特別ご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	室数	障害者支援施設
訓練・作業室	1室	生活訓練、生産活動及び創作活動に使用いたします。
食堂・多目的室	3室	食事、レクリエーションに使用いたします。
浴室	5室	状況に応じた入浴がご利用いただけます。
洗面所	7室	各ユニット(5ヶ所)にも設置しています。
便所	17室	身体状況に応じた設備をご利用いただけます。
相談室	1室	面会、相談等にご利用いただけます。
プレールーム	1室	ご利用者の憩いの場として利用いただけます。
消火その他災害対応 (その他の設備等)		スプリンクラー、消化器具、自動火災報知設備等 医務室、静養室等

(3) 居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定障害福祉サービス（短期入所）を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

※職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1	1		1
2. サービス管理責任者	1（兼務）	1（兼務）		1
3. 医師	0.1		0.1	必要数
4. 看護師	1	1		(2.0 : 1)
5. 生活支援員	18.6	20	3	
6. 児童指導員	3.4	1	2	(4.0 : 1)
7. 保育士		5		
8. 栄養士（管理栄養士）	1	1		1

※常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制> （標準的な時間帯における最低配置人員）

職 種	勤 務 体 制		
1、管 理 者	日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30	1名
2、サービス管理責任者	日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30	1名(兼務)
3、医師	随 時		2名
4、看護師	日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30	1名
5、生活支援員	早 出	7 : 00 ~ 16 : 00	3名
	早 日 勤	8 : 00 ~ 17 : 00	1名
	日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30	5名
	遅 出 1	10 : 00 ~ 19 : 00	1名
	遅 出	12 : 00 ~ 21 : 00	3名
	夜 勤	15 : 00 ~ 10 : 00	2名
6、栄養士（管理栄養士）	日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30	1名

* 土日、祝日は上記と異なります

<主な職種の職務内容>

1. 管理者

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、

従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2. サービス管理責任者

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービスの内容と実施に係る管理を行う。

3. 医師

医師は、利用者（短期入所生活介護を含む）及び職員の医学的健康管理及び診察等の措置を行う。尚、産業医は別に定める。

4. 看護職員

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

5. 生活支援員・児童指導員・保育士

生活支援員・児童指導員・保育士は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域生活の各種相談に関するものを行う。

6. 管理栄養士

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援を行う。

7. 事務職員は、庶務及び会計に関する業務に関する業務に従事する。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 介護給付費等の対象となるサービス
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス |
|---|

(1) 介護給付費等の対象となるサービス(契約書第4条、5条)

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(利用者負担額)。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※ 償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金金額を事業者を支払、後に、支払額の9割が市町村から返還されるものです。

※ 法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は、訓練給付費の支給を受けた場合は、サービスに係った額を利用者に通知致します。

<介護給付費等の対象となるサービス>

① 日常生活の支援

i 「相談及び援助」

常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

ii 「介護」——適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します。

- ・ ・ ・ 排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。
- ・ ・ ・ 離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- ・ ・ ・ 毎日、入浴または清拭をおこないます。

*利用者の身体の状況と希望を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

iii 「食事の提供及び栄養管理」

利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。

② 医療および健康管理

i 医療

常時は、医師・看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。

なお、医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記の医療機関において診療や治療を受けることができます。協力医療機関の行う診療費、治療費はご利用者の負担となります。

1) 協力医療機関

医療機関の名称	美吉野園診療所
所在地	奈良県吉野郡大淀町下淵 629 番地
診療科	内科・精神科・整形外科

医療機関の名称	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
診療科	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人弘仁会 南和病院
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 1 番地 181
診療科	内科・外科・整形外科・肛門科・胃腸科・リハビリテーション科

医療機関の名称	社会福祉法人恩賜会 済生会御所病院
所在地	奈良県御所市大字三室 20
診療科	内科 外科 整形外科 脳神経外科 眼科・泌尿器科・産婦人科・皮膚科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科

2) 協力歯科医療機関(訪問歯科)

医療機関の名称	中辻歯科医院
所在地	奈良県橿原市久米町 596-2

ii 服薬管理

看護師が服薬管理をおこないます。

③ 社会的活動の支援

i 余暇援助

・レクリエーション行事等

○ご利用者に実りある生活を送っていただくために必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事等を企画します。

○利用料金：材料費等の実費をいただきます。

(2) 介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、利用料金（別紙）に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

① 食事の提供

・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）	朝 食	7：30～	9：00
	昼 食	12：00～	13：00
	夕 食	17：30～	19：00

② 特別な食事

利用者の選定に基づく特別な食事

○利用料金：一般食に対する追加的費用の実費相当

③ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用（特別な施設の使用、特別な娯楽の提供、施設外の医療機関への移送等）

④ 介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

<サービス利用料金（1日あたり）>

ご契約者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費等の給付額を除いた金額（利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。

○利用料金：別紙参照

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され（平成22年4月より低所得1、2の利用者負担が無料）、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

また、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、該当1割に相当する額を負担していただきます。

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

<高額障害福祉サービス費について>

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

(3) 利用料金のお支払い

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに下記の方法でお支払い下さい。

<input type="checkbox"/> 金融機関口座からの自動引き落とし (但し手数料につきましては、当施設でご負担させていただきます。) ご利用できる金融機関： ・ゆうちょ銀行 ・奈良県農業協同組合 <input type="checkbox"/> 金融機関からの振込み (但し振り込み手数料は自己負担をお願いします。) <input type="checkbox"/> 美吉野園会計窓口でのお支払い
--

※ 該当する項目に☑をつけて

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービス計画表(支援計画)で定めたサービスの利用を中止又は変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の3日前(2項受付時間内)までに事業者にお申し出ください。
- ② 利用中止につきまして利用予定日3日前(2項受付時間内)までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の3日前までの取り消し	無料
上記時間以降の取り消し	食費の実費相当額

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時をご利用者に提示して協議します。

6. 秘密保持等について(契約書第9条第3項参照)

- (3) 事業者は、個人情報管理規程を遵守し個人情報のみだりに利用・提供されることや不注意な取扱による漏洩、毀損の防止に努めます。
- (4) 個人情報の取扱を外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等実効的な監督体制を確保します。
- (5) 事業者及び従事者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。又、本契約が終了したあとも継続いたします。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第9条第8項)

事業者は関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの費用は、ご利用者の負担となります)

- ※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前8:30～午後5:30
- ※ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

8. 緊急時における対応

事業所は、現に事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

9. 非常災害時の対応

火災など非常災害、その他緊急の事態に備え、必要な設備を設け、常に関係機関と連絡を密にし、あらかじめ防災、避難に関する計画を作成し防災計画に基づき、少なくとも1年に2回以上は、ご利用者及び従業者等の避難、救出その他の必要な訓練等を行います。又、避難にあたっては、地域住民の参加が得られる様連携に努めます。災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

10. 感染症への対応

感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業者への研修・訓練(シュミレーション)等の必要な措置を講じます。感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。又、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 差別解消について

「障害者差別解消法」(平成 28 年 4 月 1 日施行)に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取り扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講ずべき対応指針については「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

13. 身体拘束の禁止(契約書第8条)

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。身体拘束適正化のための委員会を定期的に関催、指針の整備を行い、従業員に対し、研修を定期的を実施します。

14. 虐待防止(契約書第8条)

虐待防止に関する責任者の設置、虐待防止委員会を設置する等職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

15. 同性介助

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保等の必要な措置を講じます。

16. 職場環境維持 ハラスメント対策

①適正なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより、従業員の人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

②サービスの提供にあたっては利用者等の皆様との相互の信頼関係を基に、皆様のお声を施設運営に反映させて参ります。

17. 当施設ご利用に際しご留意いただきたい事項

① 面会

面会は自由です。ただし、入り口の面会票にご記入下さい。

② 外出・外泊

外出届を提出していただき、施設長の許可を取ってください。

③ 喫煙

喫煙コーナーをお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です

④ 居室等の利用

施設内の居室や設備等のご利用に際し、ご利用者の過失による破損等が生じた場合は、その賠償をしていただくことがあります。また、他のご利用者に損害を与えた場合はその賠償をしていただくことがあります。

⑤ 宗教活動等

ご利用者の思想、信仰は自由ですが、他のご利用者に対する布教活動等をご遠慮ください。

⑥ 貴重品の管理

ご利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできないご利用者につきましては、預かり金管理サービスをご利用いただけます。

18. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

19. 苦情の受付けについて(契約書第16条参照)

(1) 当施設における苦情の受付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 総務課長 竹村 真理

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

連絡先 美吉野園 0747-52-5555

○苦情解決責任者

氏名 管理者(施設長) 前田 浩

連絡先 吉野学園 0747-52-7631

○第三者委員

氏名 辻本 雅英

連絡先 吉野郡大淀町新野356

0746-32-2118

氏名 森本 沃子

連絡先 吉野郡大淀町桧垣本1452

0747-52-2557

また、苦情受付ボックスを玄関窓口に設置しています。

(2)行政機関その他の苦情受付機関

大淀町福祉課	所在地 : 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話番号・FAX : 0747-52-5501 FAX 0747-52-4301 受付日・時間 : 9:00~17:00
奈良県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 : 奈良県橿原市大久保町 320-11 番地 電話番号・FAX : 0744-29-1212 (FAX 兼) 受付日・時間 : 9:00~17:00

指定障害者福祉サービス(短期入所)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 障害者支援施設併設福祉型障害児入所施設 吉野学園

管理者名 : 前田 浩

説明者名 : _____(役職) _____(氏名) _____印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者福祉サービス(短期入所)の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
(児童氏名)

氏名 _____印

立会人等 住所 _____
(保護者)

氏名 _____印

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171,172 号(平成 18 年 9 月 29 日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

サービス利用料金(1日)

障害者

○短期入所のみを利用する場合(単価:円)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分1・2
介護給付費自己負担金	923/日	784/日	648/日	584/日	509/日
食費に係る自己負担金	1,490/日 (朝 390 昼 550 夕 550)				
光熱水費	334/日				

○他の日中サービスを利用する場合(単価:円)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分1・2
介護給付費自己負担金	602/日	527/日	318/日	240/日	173/日
食費に係る自己負担金	940/日(朝 390 夕 550)				
光熱水費	334/日				

障害児

○短期入所のみを利用する場合(単価:円)

	区分3	区分2	区分1
介護給付費自己負担金	784/日	615/日	509/日
食費に係る自己負担金	1,490/日 (朝 390 昼 550 夕 550)		
光熱水費	334/日		

○他の日中サービスを利用する場合(単価:円)

	区分3	区分2	区分1
介護給付費自己負担金	527/日	279/日	173/日
食費に係る自己負担金	940/日(朝 390 夕 550)		
光熱水費	334/日		

◎上記以外の加算料金(単位:円)

短期利用加算	30/日	サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等、連続30日以内の利用に対して加算されます。
栄養士配置加算	22/日	栄養士の配置による食事の提供について加算されます。
利用者負担上限管理	150/回	利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算されます。(月1回を限度)
重度障害支援加算	50/日 (60/日)	サービスの質の向上を図るため重度障害者に対する手厚い支援を行った場合に加算されます。 *強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、更に10単位/日を加算
食事提供体制加算	48/日	食事提供のための体制を整えているものとして都道府県に届けた事業所において食事の提供を行った場合に加算されます。

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定短期入所事業所が利用者に対し、指定短期入所事業を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。	15.9%
---	-------

○ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額、の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

○短期入所に対し、食費のうち人件費相当額分の食事提供加算がございます(低所得者対象)

介護給付費対象外サービス

○理容・美容サービス

1回につき	1,200円(涌本理容)	2,200円(髪や)
-------	--------------	------------

○レクリエーション・クラブ活動費

材料費の実費

○複写物の交付

1枚につき10円

○インフルエンザ予防接種

実費

○日常生活上必要となる諸費用

歯ブラシ	歯磨き粉	ティッシュ	生理用品	紙オシメ
100 円	280 円(デンター) 380 円(ピュオーラ)	110 円	一枚単価実費	一枚単価実費

サージカルマスク	クリーニング
500 枚入り 400 円	実費

○特別な食事

要した費用は一般の食事に対する追加的費用の実費をいただきます。

* 行事食(希望する 希望しない)

○送迎に係る費用(片道1回の利用代金)

距離(km以下)	大淀町内	5km未満	10km以下	15km以下	20km以下
代金(円)	無料	150 円	300 円	450 円	600 円

(20km以上 5km毎に 150 円加算)